

高圧ガスの移動について

仙台市消防局予防部規制指導課



高圧ガスの「移動」



例

- ・車両又は鉄道車両に固定した容器による輸送
- ・車両に積載した容器による輸送



移動に係る技術上の基準

一般高圧ガス保安規則第48条～第50条まで
液化石油ガス保安規則第47条～第49条

警戒標

高圧ガス



内容積25リットル以下の容器のみを積載した車両であって、積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合は警戒標不要（毒性ガスは除く）

転落・転倒等を防止する措置



- ・圧縮ガスは横積み
- ・アセチレンガス、液化ガスは原則
立積み又は斜め積み
- ・荷台の前方に寄せる
- ・ロープ等で**確実に**荷台に固縛
- ・大小の充填容器等を混載する場合
は、特に急停止時に小型のものが
抜けて飛び出さないよう注意

損傷防止



容器元弁又は緊急遮断弁
→後バンパから 40 cm以上の距離を保持



高さ検知棒



混載禁止等

《混載禁止の組み合わせ》

- ・充填容器等と消防法第2条第7項に規定する危険物（ガソリン、ベンゼン、メタノール、灯油、軽油、鉄粉、マグネシウム、ナトリウム、黄りん等）
- ・塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等



《例外》

- ・120L未満のLPG、圧縮天然ガス、不活性ガスと第4類危険物（ガソリン、ベンゼン、メタノール、灯油、軽油等）
- ・120L未満のアセチレン、酸素と第3・第4石油類（重油、ギヤー油等）

容器の損傷防止

毒性ガス（塩素、アンモニア等）の充填容器等には、木枠又はパッキンを施す



木枠



パッキン

防災資機材



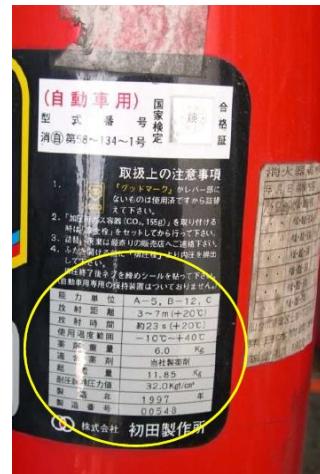
資材及び工具等

- ・赤旗
- ・赤色合図灯又は懐中電灯
- ・メガホン
- ・ロープ（長さ15m以上のもの2本以上）
- ・漏洩検知剤
- ・車輪止（2個以上）
- ・容器バルブ開閉用ハンドル
- ・容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ
- ・皮手袋



消火器（可燃性ガス、酸素等）

区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス	粉末消火剤	B – 10 以上	車両の左右に各1個以上
酸素等	粉末消火剤	B – 8 以上	車両の左右に各1個以上



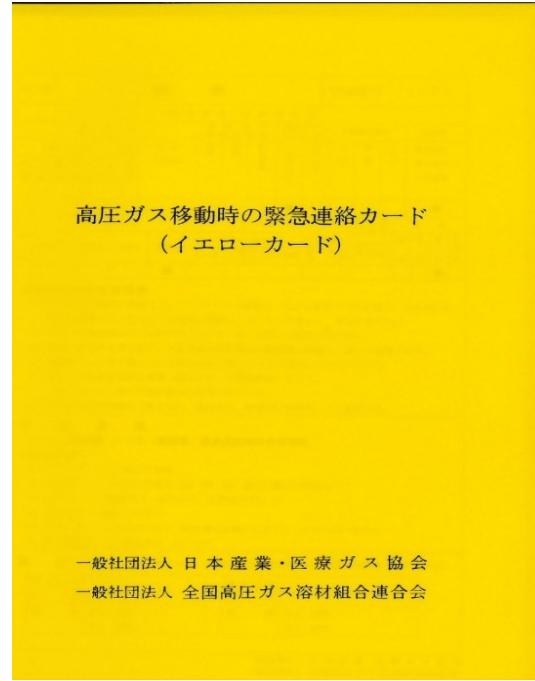
※（株）初田製作所ホームページより

保護具（毒性ガス）



※マルアイ石炭（株）ホームページより

移動注意書（イエローカード）



- ・可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素を移動するの場合
高圧ガスの名称、災害防止のために必要な**注意事項を記載した書面**の携行する。
- ・内容積が 25 L 以下の容器等（移動注意事項を示したラベルが添付されているものに限る）のみを積載した車両であって、積載容器の内容積の合計が 50 L 以下である場合は移動注意書の携帯不要（毒性ガスは除く）

移動監視者

下記の数量以上の高圧ガスを車両により移動する際、これを監視する義務を負う者

● 指定数量

- ・可燃性ガス及び酸素：圧縮ガス 300 m³以上（液化ガス 3 t 以上）
- ・毒性ガス：圧縮ガス 100 m³以上（液化ガス 1 t 以上）
- ・特殊高圧ガス：数量に関係なく（ゼロを超える）

～移動監視者の資格～

- ・製造保安責任者免状を所有している者
- ・高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を修了した者



おつかれさまでした！

